

# 平成27年第4回上峰町議会定例会会議録

平成27年12月11日 (金曜日) 本会議5日  
 会期 8日間  
 平成27年12月18日 (金曜日) 休 会3日

平成27年12月11日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと創生課 小 野 清 人 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年12月11日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第60号～議案第67号)

午前9時30分 開会

○議長（碓 勝征君）

皆さん、おはようございます。本日は平成27年第4回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番寺崎太彦議員及び5番漆原悦子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月18日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（碓 勝征君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

## ○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。平成27年第4回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

### 総務課

総務課関係では、11月3日（文化の日）町民センターホールにおきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰2名及び善行表彰4名が受賞されました。町議会議員の皆様を初め多数の御来賓に御臨席賜り、まことにありがとうございました。受賞された皆様の今後とものご活躍を御祈念申し上げます。

交通安全関係では、9月の1日から8日までの新学期登校時に、交通安全指導員の皆様方とともに交差点における街頭指導を行いました。また、町庁舎東側県道で25日まで行われました秋の交通安全街頭キャンペーンにも参加させました。11月3日には町交通安全協会主催での安全運転啓蒙活動が町民センター駐車場で実施していただきました。同12日に各種情報に基づき町内の危険と思われる箇所の点検を、関係者の皆様方に集まっていただき、現地踏査していただきました。

消防関係では、11月15日に下坊所地区内におきまして、防火訓練を実施いたしました。訓練に当たりまして御協力くださいました西消防署を初め、地元下坊所地区の区長及び住民各位の皆様への御協力に感謝を申し上げます。

職員研修では、9月30日及び11月25日の新任係長研修、10月26日及び12月1日のキャリアアップ研修、11月4日から5日の新任課長研修に参加いたしました。また、11月19日に防災担当者による玄海原子力発電所視察を行いました。

### まち・ひと・しごと創生室

#### 1. 広報企画係

都市公園管理業務で、鎮西山において台風15号による枯れ枝の散乱や樹木の倒木が見られましたので、8月25日に除去作業を行いました。

また、鎮西山遊歩道でスズメバチが飛んでいるとの住民からの通報により調査しましたところ、五万ヶ池付近で巣を発見し、10月23日に専門業者にて駆除を行いました。登山者に危害を及ぼすことなく駆除できて幸いでした。

統計業務では、5年に1度実施される国勢調査を9月10日から開始し、10月23日まで行いました。調査員33人、指導員5人の体制で町内に住んでいる方全員を対象に実施いたしました。現在、佐賀県に調査結果を提出し、来年2月の速報を待っている状況です。

防衛省の関係では、11月11日に九州防衛局企画部長が来庁され、10月29日、中谷防衛相が

佐賀県知事を訪問したことを受け、防衛省は11月9日、佐賀市と有明海漁協に対しオスプレイ配置、目達原駐屯地へり移設計画並びに佐賀空港への駐屯地開設を目指していることなどを説明したという状況の報告を受けました。今後も防衛省の動きに注視しながら、情報収集を行ってまいります。

## 2. まち・ひと・しごと創生係

地方版総合戦略を策定委員会にて、6月1回、8月1回、10月2回と計4回の協議をしていただき、国が示す4本の柱を中心に策定していただきました。今後5年間、この戦略及び上峰町まちづくりプランに沿ったまちづくりを進めてまいります。

9月4日にふるさとチョイスというポータルサイトにアップしたふるさと納税は、全国の皆様から想像以上の御支援をいただいております。

10月を終わった段階で、寄附件数8,000件、寄附金額280,000千円となっています。これからも謝礼品の商品開発を行い、全国からの寄附を受け付けてまいります。

## 財 政 課

施設整備の面で、「佐賀県身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金」を活用しまして、町の避難所に指定されております農村婦人の家、前牟田学習等供用施設、江迎多目的研修集会施設の3施設を、洋式トイレへ交換する改修工事を実施しております。また、役場庁舎南の駐車場の水はけが悪く、雨天時に水がたまって駐車できないとの苦情があったため、側溝の排水改修工事を行いまして、11月の月上旬に工事完了いたしております。役場庁舎北側の駐車場につきましても、経年により区画線が薄くなっているため、10月27日に現場説明会、11月4日に入札会を行いまして、区画線補修業務委託を発注しております。同じく、庁舎北側の駐車場ですが、台風15号による水銀灯の破損及び、点灯不良の被害が発生したため、10月上旬に修繕を行いました。

施設管理の面では、9月15日に庁舎南駐車場・中の尾団地汚水処理場跡地・中の尾団地調整池（2カ所）・切通婦人の家・鎮西山登山道入り口駐車場、下津毛地区町有地への除草剤散布を実施いたしました。

予算・決算関係では、12月補正予算の要求期限を10月30日に設定し、その後、11月5日に財政課担当査定、11月11日に副町長査定、13日に町長査定を行い、今議会へ上程いたしております。

普通交付税に係る事務については、随時、算定作業を行ってまいりましたが、11月5日に平成27年度分の最終的な交付を受けております。

交付金事務の関係では、佐賀県に総務省補助関係の会計実地検査が入りまして、10月の初めより関係各課の調書の取りまとめ等を行い、11月10日に本町も受検いたしました。大きな指摘もなく、無事に終了したところです。

今年度取り組んでいる固定資産台帳の整備については、建築物、道路などの町有資産の不

明点についての各課ヒアリングを、第3回目10月14日、第4回目を11月26日に実施し、資産の抽出及びデータ整備の作業を進めています。

## 住民課

### 1. 住民記録係

10月末現在の人口は9,503人、前月と比較しますと5人の増、世帯数では3,418世帯で5世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連事務としましては、町内では11月下旬より、番号通知カードが各世帯に届き始め、個人番号カード申請等についての問い合わせが急増しており、丁寧かつ適切な対応を心がけているところです。また、来年1月からは個人番号カードの交付が予定されているところですが、遺漏なきよう作業を進め、今後も正確かつ迅速な住民サービス向上に心がけてまいります。

### 2. 子育て支援係

10月末現在での特定教育施設（1号認定児）入所児童数は10名、保育施設（2・3号認定児）入所児童数は、ひかり保育園74名、ひよ子保育園かみみね112名、広域保育16園で68名、合計264名です。現在の業務といたしましては、11月20日より新年度の特定教育・保育施設の入所申請受け付けを開始しております。6月1日より申請受け付けを実施している「子育て世帯臨時特例給付金」の申請者数は、10月末現在823件、児童数1,469人となっております。12月1日までの申請受け付けを行っております。申請漏れ等がないようにチェック体制においても細心の注意を心がけてまいります。

### 3. 環境係

9月17日から10月16日までの1カ月間、毎年全国一斉に実施される不法投棄防止強化月間に合わせて、職員による巡回監視活動を実施し、パトロール強化を行いました。

11月10日・11日の2日間、井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に実施し、今年度は64件の申し込みがあり、検査結果については各世帯に郵送し、お知らせいたします。また、11月20日に6カ所の工場排水水質検査、11月25日に町内18カ所の河川水水質検査を実施いたしました。

## 健康福祉課

### 1. 健康増進係

国保特定健診で10月末現在、集団健診371名、個別健診106名の方が受診され、受診率は32.9%（平成26年度確定値46.9%）となっております。今後も多くの方が受診できるように集団健診を予定しております。9月4日、5日に女性の方を対象にがん検診を実施し、70名の方が受診されました。生後4カ月までの全戸訪問事業を10月までに52名の赤ちゃんに実施しており、今後も子育て支援を初め、少子化対策や小児虐待対策としての訪問事業に努めてまいります。

## 2. 保険年金係

国民健康保険被保険者数の平成27年度当初より10月末までの増減につきましては、転入・社保離脱者等で237名の増、転出・社保加入等で241名の減となり、合計で4名の減少になり、10月末現在で1,092世帯1,908名（前年度同期1,099世帯1,923名）になっております。なお、10月末現在で短期被保険者証交付件数は62世帯133名（前年度同期72世帯147名）であります。また、後期高齢者医療被保険者数の平成27年度当初より10月末までの増減につきましては、27名の増加となり、10月末現在で1,109名（前年度同期1,079名）になっております。

## 3. 福祉介護係

社会福祉関係では、生活保護の今年度4月から10月までの動きで、役場での相談が7世帯（15名）あり、そのうち5世帯（11名）認定されております。平成26年度末での生活保護世帯は37世帯（52名）でありましたが、平成27年10月末現在で38世帯（55名）になっております。

高齢者福祉関係では、9月13日に町民センターで「上峰町敬老会」を開催し、約280名の方の出席があり、町金婚祝19組、内閣総理大臣の百歳祝1名及び最高齢（102歳）の方々を披露し、お祝いをいたしました。長寿祝金を9月16日から庁舎内で給付しました。白寿（満99歳）祝として35千円を1名、米寿（満88歳）祝として25千円を40名、喜寿（満77歳）祝として15千円を83名、古希（満70歳）祝として8千円を91名の方々に給付させていただきました。

9月16日に第1回上峰町地域公共交通活性化協議会を開催し、協議会の規定、予算、今後のスケジュール等の審議をスタートしました。また、11月13日には地域公共交通網計画策定調査業務委託企画提案会を開催し、委託業者が決定いたしました。

## 税 務 課

### 1. 課税係

27年度一般町税現年度分の10月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は1,241,033千円で、前年同期比33,923千円の減といった状況です。

税目ごとでは、個人住民税388,183千円で、前年同期比7,965千円の増、軽自動車税24,403千円で、569千円の増、たばこ税は41,689千円で、前年同期比914千円の増となっております。交付金を含む固定資産税は683,371千円で、26,876千円の減。法人住民税102,907千円で、16,433千円の減。入湯税が480千円で、62千円の減といった状況です。

課税係のほうは、申告受け付け準備の時期を迎えましたが、軽自動車税に関しましても、次年度実施予定の経年重課、グリーン化経課への対応に努めています。

### 2. 収納係

町税の収納状況について報告します。

10月末現在の徴収率は、一般町税全体で、現年度分67.4%で前年同期との比較で0.5%の

減。滞納繰越分は13.6%で1.3%の減。国民健康保険税現年度分は49.0%で0.3%の減。同じく滞納繰越分は10.8%で1.3%の減といった状況です。

収納係では、6月から9月にかけて滞納繰越分を10月以降は現年度未納分を中心に徴収に当たっておりますが、12月以降も滞納額縮減への取り組みを継続して行います。

## 建設課

### 1. 建設係

まず、国道34号線の切通交差点改良及び歩道整備についてですが、国道34号線整備促進期成会において10月に佐賀国道事務所及び九州地方整備局へ、11月に国土交通省へ要望活動を行いました。また、ほかの歩道未整備箇所についても要望を重ね、先般、佐賀国道事務所長が当町を視察訪問され、現状把握と計画に向けての関係地権者への意見交換会開催を約束されました。町としましても、事業化に向けて、区長、役員と協力連携し、さらに関係者へ協力要請をしております。

次に、県道関係ですが、県道神埼北茂安線の道路改良工事について、江迎工区（九丁分）ののり面防草工事と中村工区では道路北側の水路改修工事が行われております。また、県道坊所城島線についてですが、東部土木事務所から概略設計や調査の完了報告を受け、町民センターから加茂の交差点までの歩道整備については10月に地元説明会を開いて協力要請をいたしました。また、請願事項である大字江迎地区の道路改良については、11月に地区説明会を実施しました。今後も引き続き、早期整備へ向け県へ働きかけをしております。

町道関係ですが、橋梁について高速道路をまたぐ「上峰第一橋」及び「上峰第二橋」について、9月末にネクスコ（西日本高速道路株式会社）に点検委託を行いました。

工事につきましては、下津毛地区の水路改修工事が完成し、新たに上峰中学校周辺道路舗装工事、井手口住宅地区側溝改修工事を発注しました。その他継続の側溝改良や舗装関係につきましても、設計業務を終えて随時工事発注していく計画でございます。

昨年に引き続き、社会資本整備交付金による堤1号、堤2号線の安全施設工事及び防衛省の交付金事業による八枚坊所新村線の道路改良工事についても現在準備を進めており、12月に発注いたします。

### 2. 管理係

下水関係で農業集落排水事業の坊所地区機能強化事業につきましては、現在、場内整備の工事がほぼ完成し、汚水流入が既設処理場から新設処理場へ移送されることに伴い、既設処理場の機器、配管の据えつけや新設処理場への機器移設等の機械設備工事が順調に進んでおります。また、最終段階として既設処理場の老朽化した水槽部の改修として防食工事を10月に発注いたしました。今後は施設の機能調整を図りながら全処理施設の本格稼働に努めていきたいと考えております。

## 産業課

西日本クラフト株式会社が事業展開しておりました「間伐材等の森林資源を活用した林業・林材産業等の地域産業の再生を図るための木材活用施設の整備」を目的とした、森林整備加速化・林業再生交付金事業につきましては、構造材加工機及び集じん装置等を整備し、9月末をもって完了しました。

本年度の県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては、事業費60,000千円、事業量761.5メートルの工事発注がなされ、先般、地区説明会をいたしました。今後は、2工区による工事が行われていきます。

有害鳥獣対策につきましては、10月末実績としまして、ドバト8羽、イノシシ17頭の捕獲実績の報告が猟友会より提出されています。このイノシシ等の対策につきましては、大字堤地区と猟友会との意見交換会を実施し、地元の方々の貴重な意見を鳥獣対策に反映していきたいと思っております。また、害鳥対策につきましては、先般、区長例会や町民だより12月号で紹介しました「鷹匠」による害鳥の排除を検討いたしております。

現在、九丁分地区で農研機構九州沖縄農業研究センター、佐賀県農業試験研究センター等が事業展開しております「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」における大豆の新品種「サチユタカA1号」と県の推奨品種「フクユタカ」による加工品の試食会を町内の食品加工業者や地元の九丁分地区の方々の協力により行いました。

また、同地区におきましてJA佐賀中央会の中野吉實会長が多忙の中、フォアス事業の視察に訪れ、事業内容、地元農家との意見交換や圃場の現地視察と精力的に視察されていかれました。

多面的機能支払いにつきましては、農地維持支払い16組織、資源向上支払い（共同活動）15組織、資源向上支払い（長寿命化）6組織に対しまして、国、県及び町からの補助金計29,945,264円を町内16活動組織へ交付しました。

去る11月22日に上峰まちづくり実行委員会により開催されました「かみちゃりグランプリ」はことしで3回目を数え、町内外からの多数の参加者や御来場者を迎え、ステージ上では、かちやいしよさこい・中学校吹奏楽部・レッドスピア（キッズダンスチーム）・上峰太鼓の皆さん方の御協力をいただき、盛大に終わることができました。

## 教 育 課

上峰小学校において、9月より6年生を対象としたオンライン英会話授業を開始しました。児童は、ALTに習った内容をもとに、それぞれのレベルで外国人講師とマンツーマンにより英会話によるコミュニケーションを意欲的に取り組んでくれています。10月4日に体育大会を開催しました。天気にも恵まれ、多くの保護者や地域の皆様の声援の中、楽しくも白熱した体育大会を行うことができました。11月10日には、新就学予定幼児108名を対象に就学前健康診断を実施しました。内科、歯科、視力等の検査の後、制服等の採寸を行いました。



上峰中学校では、9月5日に体育大会を開催しました。多数の保護者、来賓各位に御出席いただき、「絆みんなで咲かせよう友情の花」をスローガンに、元気に競い合い、演技することができました。10月4日には、三養基地区中体連新人大会が郡内各地で開催されました。上峰中学校においては、サッカー、男子バレーボールが優勝、男子バスケットボール、女子ソフトテニス、女子剣道個人で準優勝など好成績をおさめました。10月7日にオンライン放課後補充学習業務委託を契約締結いたしました。昨年に引き続き数学や英語の中1ギャップ対策を来年の1月から実施するとともに、中学3年生には11月4日から入試対策も含めて実施しています。ICTを活用したマンツーマンでの補充学習を行うとともに、現場に臨時職員を1名配置し、学校内での連絡調整や委託業者との打ち合わせ、機材の準備等スムーズな運営を行っています。

10月16日には、今年度2回目のオープンスクールを実施しました。40名を超える保護者、地域の方々に参観していただきました。さらに、3年生、2年生とその保護者を対象に自分の適性に合った高校を選択できるように、高校説明会を実施しました。三神、鳥栖地区の6校から入試制度を初め、教育方針、設置学科などの説明が行われ、生徒たちも多くの情報を収集できたと思います。同じく10月16日に、三養基地区英語暗唱大会が開催され、上峰中は2年生の部で優勝、さらに3年生の部でも優勝をおさめ、優勝者2名が県大会への出場を決めました。10月31日には中学校文化発表会が実施され、英語暗唱や総合的な学習の時間で学習した内容の発表、合唱コンクール、学年劇などの発表が行われました。11月6日には、議会の御協力を得て、「子ども議会（中学校模擬議会）」を開催していただきました。中学生10人が議員となり、環境問題から国際交流まで多岐にわたったテーマで調査をもとに議論していただきました。11月16日には鳥栖三養基地区中学生主張大会・英語スピーチ大会が開催され、上峰中学2年生の生徒が主張の部で最優秀栄誉賞を受賞しました。

続いて

## **生涯学習課**

### 1. 生涯学習係

10月31日から11月3日まで、「上峰町文化協会30周年記念フェスタ」と称して町民文化祭を町民センターで開催しました。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物やアートフラワーなど、昨年（約750点）を超える約1,000点の作品を町内外の方より出展いただきました。真心を込めてつくられている作品に感動するとともに、出展者の力量に驚かされるばかりです。30周年記念フェスタの初日（11月1日）の記念公演では、元宝塚歌劇団（タカラジェンヌ）穂高ゆう様に「トーク・歌（宝塚楽曲）」をお願いし、魅力あふれる踊りと歌を御披露していただきました。2日目は、近隣2市2町の文化協会（連盟）協力団体の友情出演により演芸を御披露していただきました。3日目の演芸発表の部においては、46団体延べ650名の方々が熱演されました。当日は晴天に恵まれ、町内外より2,000名を超す皆様に御来

場いただきました。お楽しみ抽せん会も特別賞を含め58本と盛りだくさんの商品が準備され、最後まで大盛況のうちに終えることができました。

11月11日、子ども・若者育成支援強化月間に合わせ、上峰町青少年育成大会講演会を開催しました。講師として、内閣副大臣、福岡資麿様に、「平成28年参議院選挙からの18歳選挙権に伴う青少年の今後の考え方と将来について」講演をいただきました。また、文部科学省初等中等教育局国際教育課英語教育改革プロジェクトマネジャー、葛城崇様に「これからの世の中で輝くために一なぜ英語を勉強するのかー」講演をいただき、今後、国際社会の中で生きていくために一人一人が考え、行動することの大切さをわかりやすく説明していただきました。

## 2. 生涯スポーツ係

9月18日・19日、文部科学省の体力・運動能力調査実施要領に基づき、新体力テストを実施しました。参加いただいた皆様には、自身の体力を見直すよい機会となったことと思います。

10月11日、2年ぶりに天候に恵まれ町民体力づくり体育大会を開催いたしました。優勝は、男女ともに、Aブロックは下津毛分館、Bブロックは中村分館となり、今年度より新設しました躍進賞については、Aブロックは男女ともに上米多分館、Bブロック男子は江迎分館、Bブロック女子は船石分館が受賞されました。183名の競技役員の皆様を初め、多くの方々の御協力により無事終了することができました。

10月17日・18日には第68回県民体育大会が、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町の各会場で開催されました。本町からは、12競技19種目に選手・役員269名が参加いたしました。バレーボール男子、ソフトボール男子B、ソフトボール女子、ゲートボールが3位入賞を果たされ、点数の伸びが最もよい町として昨年に引き続き敢闘賞を受賞しました。来年はさらなる飛躍を期待します。

## 文化課

埋蔵文化財関係では、まず、例年国庫補助を受け実施している町内遺跡確認調査ですが、9月以降、5件の開発行為の届け出があり、うち2件について確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

次に、太古木文化財保存地区の土地公有化につきましては、4回の説明会を経て地権者の皆様の承諾をいただき、11月20日付で土地売買仮契約を締結しました。この契約に関しましては、今議会に財産の取得について議会の議決を求める議案を上程しております。

伝統文化財関係では、米多浮立が10月24日・25日の2日間にわたって保存会や地区の皆様のお力添えによって奉納されました。本年は、浮立の奉納に伴い、地区で米多浮立PR用品の「天衝米」米パックを企画作製され、来賓や見学者へ配布されました。この「天衝米」が上峰産米のブランド名として米多浮立とともに広く県内外に浸透していくことを期待していま

す。さらに、本年は11月15日に福岡県太宰府市で開催された第57回九州地区民族芸能大会に佐賀県代表として出場され、すばらしい天衝舞を披露されました。

図書館関係では、これまで第2・第4土曜日に隔週で実施してきた「おはなしのじかん」を、子ども人形劇団「ダンデライオン」の協力を得て、11月より毎週土曜日に実施しており、「ダンデライオン」には第2土曜日を担当していただいております。また、図書の貸し出し冊数増に向けて、10月は「行楽とスポーツ」、11月は「寒さ対策」、12月は「クリスマスとおせち料理」といった季節ごとのテーマを決めた特設コーナーを設け図書の展示に取り組んでいます。

郷土資料館関係では、11月まで企画展「天衝展」を開催しましたが、会期中には約160名の方々が入場されました。また、12月8日より12月27日までの会期で特別展「水田秀樹写真展」をふるさと学館2階展示室にて開催してまいります。

以上、誤字脱字大変恐縮でございます。御容赦いただきたいと思いますけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

これで町長の行政報告は終わりました。

#### 日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（碓 勝征君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第60号 上峰町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により、個人番号を利用できる事務が限定されているため、条例で町として独自に個人番号を利用する範囲を規定するものです。

また、同法第19条第9号に地方公共団体内の機関間で特定個人情報の提供を行う場合、条例で定めた事務に限定する旨の規定があることから、これに関しての特定個人情報の取り扱いも定めるものでございます。

平成27年12月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管室長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、ほか関連法案が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分（平成27年3月31日専決）において改正した税条例

の規定を除く規定について、今回改正を行うものでございます。

平成27年12月11日提出、上峰町長武広勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第62号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、国民健康保険税の減免を受けようとするものが提出する申請書に個人番号の記載ができるようにするために改正するものでございます。

平成27年12月11日提出、上峰町長武広勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第63号

##### 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,405,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月11日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第64号

##### 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,154,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月11日 提 出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、

---

議案第65号

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年12月11日 提 出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、

---

議案第66号

平成27年度天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火災流堆積物及び埋没林』  
文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結について

平成27年度天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火災流堆積物及び埋没林』文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火災流堆積物及び埋没林』文化財保存地区  
土地公有化事業
2. 契約の相手方、土地の表示、面積、金額

平成27年度太古木文化財保存地区公有化土地売買契約一覧

土地所有者氏名	売買に係る土地の表示	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	契約金額 (円)
矢動丸 隆 雄	上峰町大字堤字堤2412番地	1,208	6,300	7,610,400
矢動丸 緑	上峰町大字堤字堤2413番地	846	6,300	5,329,800
矢動丸 林	上峰町大字堤字堤2414番地	2,765	6,300	17,419,500
矢動丸 マサ子	上峰町大字堤字堤2415番地	461	6,300	2,904,300
合 計		5,280		33,264,000

平成27年12月11日 提 出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第67号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地90

氏 名 石 川 富美夫

生年月日 昭和24年10月6日

平成27年12月11日 提 出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

以上、8議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長より8議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから議案第60号の補足説明を申し上げます。

議案の準備をお願いいたします。

この条例は、社会保障税番号制度、マイナンバー制度の導入により、平成25年5月に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、マイナンバー制度の導入が決定されました。今後、この法律のことを番号法と申し上げます。

マイナンバーのこれからのスケジュールをまずもって申し上げますが、皆様には、既に届いておられると思われませんが、12桁のマイナンバーが記載された通知カードが送付をされております。番号法により定められた社会保障、税、災害対策の行政手続でのマイナンバーの利用が平成28年1月から始まります。

まず、この条例の制定の必要性を申し上げます。

番号法第9条第2項において、個人番号を利用できる事務を、先ほど申し上げました社会保障、税、災害対策に関する事務ということで定めておりますので、地方公共団体として独自に個人番号を利用する範囲を決めるためにこの条例を定めます。

ということで、第3条に定めてあります個人番号の利用ということで6項目が事務の内容として定めてあります。2ページにまたがっておりますが、6項目ございます。

3条の3の表におきまして、先ほど申し上げました6項目のそれぞれの事務で利用する特定個人情報の種類を定めております。

また、第4条、最後のページですが、特定個人情報の提供ということで、町長部局から教育委員会部局へ提供できる特定個人情報の範囲を定めておるところでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

次、お願いいたします。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

おはようございます。私のほうからは、議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の成立を受け、施行日が差し迫った税条例の規定については、3月31日に専決処分による一部改正を行い、6月の定例議会において御承認をいただいたところでございます。

今回の改正は、当専決処分以外でございまして、施行期日が平成28年1月1日以降となるものが対象となっております。

まず、今回の主な改正内容を申し上げます。

1点目、徴収猶予及び換価の猶予に関する規定の整備でございます。これまで地方税法に規定されておりましたが、法律に一部条例委任事項が設けられたことにより、町の税条例に関係規定を整備するものです。施行期日は平成28年4月1日となっております。

2点目、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これ

以降、番号法と呼ばせていただきますが、同法の施行に合わせ、税条例の規定による各種の申請や申し出等に際して個人名や法人名に加え、個人番号や法人番号を付記させるため規定を整備いたしました。

なお、今回の改正項目において、番号法に関する規定の施行期日は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日ということで、平成28年1月1日となっております。

3点目、町税に関する減免申請書の提出期限を一律7日間延長し、現行「納期限前7日までに提出」を「納期限までに提出」に緩和をいたしております。国の要請を受けた措置でございます。28年課税分から適用をいたします。

4点目、町たばこ税に関しまして、平成28年4月から一部品目の税率を引き上げます。市販の紙巻きたばこの中には本則税率より低い特例税率が適用されているもの、これはたばこが専売時代であった時代に品質区分で三級品とされていたことから、旧三級品とも称されます6銘柄でございます。「わかば」「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」「ウルマ」「バイオレット」でございます。現在、これら6銘柄は一般の紙巻きたばこの半分以下の特例税率が適用されておりますが、平成28年4月にこの特例措置が廃止されることになっております。ただし、激変緩和の観点から、平成28年4月から31年3月までの間、毎年4月1日に段階的に税率を引き上げる経過措置を行い、平成31年4月1日をもって本則税率を適用するということになっております。4年をかけて税率を一本化いたします。

なお、国や県のたばこ税に関しましても同様の経過措置が講じられることになっております。

それでは、お手元のほうに、議案第61号、新旧対照表のほうの御用意をお願いいたします。右の欄が改正前、左の欄が改正後になっております。

なお、条や項のずれ等に伴う箇所につきましては、説明を省略して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

1ページから5ページの中段までは、第8条から第12条までとなっておりますが、徴収猶予及び換価の猶予に関する規定でございます。

地方分権の観点から一定の事項について、地方の実情に応じ自治体条例で定めることとする基本方針のもと、地方税法の一部改正により条例委任されたことに伴う新設規定でございます。基準等につきましては、県から提示された素案を参酌して作成をいたしております。

では、1ページの下段から2ページの中段、第8条でございます。徴収金の分割納付等に関する方法に関する規定でございます。徴収猶予に係る町の徴収金については、事案ごとに各納付期限及び納付額を定め、また、納付ができないやむを得ない理由がある場合は、期限や額の変更ができる旨、規定をいたしております。

なお、この中で、たびたび「納付」と「納入」という文言が出てまいります。この「納付」は納税義務者本人、「納入」に関しましては、特別徴収義務者に対する徴収金等を示すもの



とお考えいただいて結構かと思えます。

続きまして、2ページの中段から4ページの上段まで、第9条は、徴収猶予に関する申請手続等に関する規定で、第1項から第5項までは法律の規定による、一時に納付できない事情の詳細並びに申請書の記載事項及び添付書類を、第6項では、災害等による徴収の猶予に際し提出が義務づけられる書類を規定、第7項には、記載の不備等があった場合の訂正期限について規定するものでございます。

次に、4ページの上段から中段にかけては、第10条、こちらにつきましては、換価の猶予に関する職権による猶予の手続規定で、基本的には前の徴収の猶予に関する第8条及び第9条の規定を準用したものになります。

続きまして、4ページ中段から5ページ中段までをお願いいたします。第11条でございます。第11条は、申請による換価の猶予に関する手続規定でございますが、国税の見直しに準じ、新たに制度化をされております。これまでは、職権による規定のみで、滞納者からの申請に基づく猶予規定はございませんでしたが、規定の条例委任に合わせ、この条において、要件や書類等に関して規定するものです。基本的な部分は第8条及び第9条の規定を準用して適用されるということになっております。

5ページの中段をお願いいたします。第12条は、法第16条、担保の徴収に関して徴収を不要とする基準について、猶予に係る額が1,000千円以下、猶予期間が3カ月以内である場合というふうに規定をしております。

以上が徴収猶予、換価の猶予に関する部分でございます。

1枚めくっていただいて、6ページの上段をお願いいたします。第33条でございますが、個人町民税、所得割の課税標準に関する規定でございます。所得税において、国外転出時課税制度が創設をされましたが、個人町民税の課税計算において、譲渡所得については、所得税法の計算の例によらない旨規定をするものでございます。

その下、第36条の2第8項をお願いいたします。

法人町民税の申告に関する規定でございます。番号法施行に伴う法人番号を追加するものでございます。

続きまして、7ページの上段、第51条第2項、町民税の減免に関する規定の改正でございます。第2項本文中、減免申請の提出期限に関して、改正前「納期限の7日前まで」を改正後「納期限」としております。提出期限緩和の要望を受け、自治体の実情に応じ期限を定めるということが明確化されたことに伴う改正で、現行より7日間申請期限を延長し、納期限の日まで減免申請書の提出が可能となります。

施行期日は平成28年4月1日でございます。28年度課税分から適用をいたします。

なお、この後の固定資産税や軽自動車税、特別土地保有税に関しても同様の見直しが含まれているものでございます。

同項の第1号につきましては、番号法関連の規定でございます。

続きまして、7ページの下段、第63条の2第1項第1号、固定資産税に関しまして、マンションなどの区分所有となっている家屋の評価に関する案分の規定でございます。所要の申し出に際し、個人番号や法人番号を付記させるものでございます。

1枚めくっていただいて、8ページの上段、第63条の3第1項第1号は、区分所有家屋の敷地となっている特定共用土地に関する税額案分に関する規定でございますが、同様に番号法の関係でございます。

その下の第63条の3第2項第1号、災害により家屋が被災し特定被災共用土地となった土地に関する税額案分に関する規定でございますが、こちらも番号法に関連した所要の改正となっております。

同じ8ページの下段から9ページの上段にかけて、第71条第2項をお願いいたします。

固定資産税の減免申請に関する申請書の提出に関する規定でございますが、先ほどの町民税と同様に、提出期限を延長する内容でございます。また、次の同項第1号につきましては、減免申請書に付記する番号法に関する規定となっております。

その下の第74条及び第74条の2につきましては、住宅用地等に係る申告書の提出に関する規定の改正でございますが、番号法関係でございます。

1枚めくっていただいて、10ページの上段から11ページの中段までをお願いいたします。

第89条から第90条につきましては、軽自動車税の減免に関する規定でございますが、第89条は公益のため直接使用する軽自動車税に関する減免、第90条は、身体障害者等が専ら使用する車両に関する減免規定でございます。町民税や固定資産税と同様に、減免申請書の提出期限の延長と番号法関係の所要の規定の整備をいたしております。

続きまして、11ページの下段から12ページ上段まで、第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免に関する規定でございます。こちらもさきの軽自動車税同様、減免申請書提出期限を延長する内容に加え、番号法関係の所要の規定の整備となっております。

さらに1枚めくっていただいて、12ページ上段の第149条、入湯税に関する規定でございます。入湯税の特別徴収義務者がなすべき経営申告に関して番号法関係の文言を追加いたしております。ここまでが条例本則の改正となっております。

これ以降は制定附則の改正となります。

次の13ページの中段から15ページにかけて、附則第10条の3第1項から同条第9項までの改正規定でございます。こちらのほうは、新築住宅等に係る固定資産税の減額を受けるために必要な申告に関する規定でございます。全て番号法関係の改正でございますが、所定の要件を満たす住宅の新築改修等に関し、減額手続に必要な申告書に個人番号や法人番号の追記を明示するものでございます。

続きまして、15ページの下段、附則第16条の2を削除する規定でございますが、こちらの

ほうが町たばこ税に関する部分でございます。冒頭に申し上げました紙巻きたばこ6銘柄の税率の特例措置がこちらの条文にこれまで規定をされておりました。特例措置の廃止に伴い、規定を削除するというようになっております。施行日は平成28年4月1日でございます、来年の3月31日までは現行の特例税率は適用されるものでございます。

15ページの右の欄をごらんいただきたいと思います。下から5行目、改正前の第16条の2第1項の規定の最後に「当分の間、1,000本につき2,495円とする」という文言がございます。こちらのほうがその6銘柄の現行の税率でございます、できましたら、この部分、「1,000本につき2,495円」のところを丸で囲んでいただいたら幸いかと思います。そして、その近くのスペースに「5,262円」とメモをいただきたいと思います。繰り返します。「5,262円」でございます。

新旧対照表による説明はここで一旦終わります、町たばこ税の経過措置の内容に関する部分についてのみ、別とじの改正分を使って御説明をしたいと思います。

お手数でございますが、お手元に、議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例の本文を御用意お願いいたします。改正条例の本文でございます。

では、そちらのほうの8ページをお開きいただきたいと思います。8ページ、上から9行目に附則の第6条、（町たばこ税に関する経過措置）に関する規定でございます。第1項から第3項まで、6銘柄に適用される経過措置の詳細を示しております。

なお、説明中、税率に関する単位は全て1,000本当たりの額となりますので、御注意ください。

8ページの中段、第6条第2項第1号に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円」、第2号として、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円」、第3号に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円」という記載がございます。ここで、さきの新旧対照表による説明の最後に、丸で囲みをお願いしました「1,000本につき2,495円」というのが現行の特例の税率でございますので、こちらの第1号の税率「2,925円」との差額「430円」が平成28年度分の増税分となります。さらに、第2号の「3,355円」と第1号「2,925円」との差額「430円」、こちらのほうが平成29年度分の増税分、さらに、第3号「4,000円」と第2号「3,355円」との差額「645円」が30年度分の増税分となっております。

なお、経過措置につきましては、平成31年3月末日をもって終わりますので、同年4月1日には本則に移行いたします。

税率は新旧対照表の説明の最後でメモをお願いしました「5,262円」となるわけでございます、最終的にはその「5,262円」が本則の税率として4年後にはその税率で行くという形になります。よって、第3号、「4,000円」との差額「1,262円」が最終年となる平成31年の増税額となっております。

以上のように、現行「2,495円」から平成31年4月には「5,262円」と4年間で計「2,767円」の増税を行うことによりまして、町たばこ税に関する経過措置は完了し、税率が一本化されるというふうになってまいります。

ちなみに、国と地方を合わせた増税額は、1箱20本入りで、平成28年度は20円、29年度も20円、30年度に30円、31年度が58円64銭、トータルで計128円64銭が1箱20本入りで増税となってくるというふうになります。ですので、少なくともこの額、増税分につきましては、小売価格に反映されることとなるかと思えます。

それでは、1枚めくっていただいて、9ページの第4項、これから最終の13ページの同条第14項までの規定につきましては、経過措置に合わせ実施する町たばこ税の手持品課税に関する規定でございます。

販売店等が隔年の4月1日以前に増税前の税率が適用された対象商品6銘柄を仕入れ、4月1日以降に増税後の価格で卸や販売を行った場合、増税に伴う税の差額というのは、その販売店等の手元に残ってしまうわけでございます。そこで、税率が引き上げとなる隔年の4月1日0時の時点で販売店等が保有する対象品について、一定の本数を超える在庫を有する場合につきましては、これは規定によって5,000本以上保有するというふうな規定となっておりますが、毎年税の差額分を申告納付させるという規定でございます。

なお、同様の措置は5年前の大きく増税されたときにも実施されておりまして、今回も国、都道府県市区町村が協力して行うというふうになっております。

以上、少々長くなりましたが、議案第61号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

次、お願いします。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様、おはようございます。私のほうから、議案第62号、議案第64号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第62号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、国民健康保険税の減免を受けようとする者が提出する申請書に個人番号の記載ができるようにするための改正でございます。

それでは、お手元の資料の新旧対照表をごらんください。第36条の2第2項第1号の国民健康保険税の減免の申請に記載する事項で、「納税義務者の住所及び氏名」のところを「納税義務者の住所、氏名及び個人番号、（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を

いう。) 」というものに改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、法律附則第1条第4号に係る規定の施行日ということで、平成28年1月1日からの施行ということになっております。

以上で議案第62号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第64号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の4. 国庫支出金、補正額38,337千円、計の244,800千円。

款の7. 県支出金、補正額5,610千円、計42,170千円。

款の8. 共同事業交付金、補正額28,272千円、計253,382千円。

款の10. 繰入金、補正額11,405千円、計54,466千円。

款の12. 諸収入、補正額4,047千円、計6,053千円。

歳入合計、補正額87,671千円、計1,154,913千円。

裏面3ページをお願いいたします。

歳出。

款の1. 総務費、補正額12千円、計4,915千円。

款の2. 保険給付費、補正額84,987千円、計733,393千円。

款の12. 予備費、補正額2,672千円、計16,241千円。

歳出合計、補正額87,671千円、計1,154,913千円。

それでは、補正予算の第2号に関する説明書によりまして説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入。

款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分、補正額29,922千円につきましては、歳出の補正で計上しております一般被保険者療養給付費負担金と一般被保険者高額療養費負担金の32%分の補正でございます。

款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金、補正額8,415千円につきましても、先ほどの国庫負担金と同様9%分の補正でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、補正額5,610千円につきましても、国庫負担金と同様に6%分の一種交付金分の補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款の8. 共同事業交付金、項の1. 共同事業交付金、目の1. 高額医療費共同事業交付金、節の1. 高額医療費共同事業交付金、補正額28,272千円につきましては、11月現在の24,211,327円の収入済額がありまして、月平均が3,653千円の交付金を見込んでおりまして、決算見込額といたしまして43,838千円といたしまして、その予算額との差額ということでの補正でございます。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、補正額11,405千円につきましては、保険基盤安定繰入金で支援金分及び税の軽減分の確定額に伴いまして11,217千円の補正及び普通交付税に算入されております財政安定化支援事業繰入金で、マイナスの133千円の補正と、子どもの医療費の繰入金の額の確定に伴うもので321千円の補正でございます。

款の12. 諸収入、項の1. 延滞金、加算金及び過料、目の1. 一般被保険者延滞金、節の1. 一般被保険者延滞金、補正額134千円につきましては、現在の収入済額135,700円ですので、それに伴う補正でございます。

5ページをお願いいたします。

款の12. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金、節の1. 一般被保険者第三者納付金、補正額3,858千円につきましては、現在の調定額4,858,010円でありますので、それに伴う補正でございます。

目の3. 一般被保険者返納金、節の1. 一般被保険者返納金、補正額46千円につきましては、現在の収入済額が47,302円でございますので、それに伴う補正でございます。

目の5. 雑入、節の1. 雑入、補正額9千円につきましては、指定交付金の負担金の収入済額が10,521円でございますので、それに伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の13. 委託料、補正額12千円につきましては、第三者行為の事務手数料の収入額の4%分を手数料として支払われるようになっておりますので、現在の予算残62,768円ありますけれども、今後の手数料を見込んだ補正でございます。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額69,293千円につきましては、現在の予算残が211,507千円ありますけれども、今後、月平均を46,800千円ということで見込んでの積算した補正でございます。

目の3. 一般被保険者療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額2,045千円につきましては、現在の予算残が1,705千円で、今後、月平均750千円という見込みで積算した補正でございます。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助金及び交付金、補正額13,649千円につきましては、現在の予算26,351千円で、今後の月平均を8,000千円ということで見込んだ積算でございます。

7ページをお願いいたします。

款の12. 項の1. 予備費、目の1. 予備費、補正額2,672千円、補正後の予備費といたしましては16,241千円ということになります。

以上で、議案第64号の補足説明を終わります。

以上で、議案第62号、議案第64号の2議案の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

次、お願いいたします。

**○財政課長（高島浩介君）**

皆様、おはようございます。私のほうからは、議案第63号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第6号）につきましての補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額ですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に左のほうから右のほうへ読み上げてまいりたいと思います。

それでは、款の12. 使用料及び手数料、補正額△50千円、計の79,913千円。

款の13. 国庫支出金、補正額20,240千円、計の478,872千円。

款の15. 県支出金、補正額△4,470千円、計の265,448千円。

款の17. 寄附金、補正額300,030千円、計の802,331千円。

款の18. 繰入金、補正額256,376千円、計の706,092千円。

款の20. 諸収入、補正額850千円、計の54,733千円。

歳入合計、補正額572,976千円、計の5,405,262千円。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額875千円、計の84,682千円。

款の2. 総務費、補正額530,857千円、計の1,928,950千円。

款の3. 民生費、補正額19,142千円、計の1,073,996千円。

款の4. 衛生費、補正額10,088千円、計の574,909千円。

款の6. 農林水産業費、補正額284千円、計の376,192千円。

款の8. 土木費、補正額11,320千円、計の148,200千円。

款の10. 教育費、補正額2,650千円、計の434,099千円。

1枚めくって、次のページをお願いいたします。

款の12. 公債費、補正額△2,240千円、計の520,193千円。

歳出合計、補正額572,976千円、計の5,405,262千円。

以上が合計になっております。

それでは、主な補正内容のほうについて御説明させていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 保育所運営費国庫負担金4,175千円、こちらは保育所の延長保育促進事業費補助金のほうが保育所運営費補助金という制度のほうへ制度移行をするためでございます。この制度移行に関連します、このほかの補正につきましては、後ほど御説明のほうをいたします。

次に、そのすぐ下のほうになりますが、節の5. 社会福祉費国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金4,738千円、これは額の確定によります増額となっております。

1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の3. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金10,000千円、こちらは、地方創生先行型交付金の上乗せ交付のほうの申請による増額でございます。

次に、その下のほうになります。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の3. 社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金3,675千円、これは先ほど御説明をいたしました国庫分の基盤安定負担金の県費分ということになっております。

次、5ページのほうをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の2. 民生費補助金、節の4. 児童福祉費補助金の右側説明欄の上段のほうになります。延長保育促進事業費補助金、△5,996千円、こちらは、先ほど国庫負担金のほうで御説明をいたしましたが、延長保育促進事業費補助金のほうが保育所運営負担金へ制度移行をするためでございます。

次に、その下のほうになります。

款の15. 県支出金、項の3. 県委託金、目の1. 総務費委託金、節の5. 県知事県議選挙委託金△4,556千円、こちらは、県会議員選挙の経費確定に伴う減額というふうになっております。

次の6ページのほうをお願いいたします。

款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金、ふるさと納税寄附金3億円、こちらにつきましては、寄附金のほうの見込み増ということになっております。



款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金43,741千円、これにつきましては、今回の補正によります財源の不足分の補填ということになります。これによりまして、今年度の繰入合計額は25,568千円ということになりまして、現在の積立額が、補正後の積立額が277,429千円となっております。

次に、すぐ下のほうになりますが、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金212,635千円、こちらにつきましては、先ほどのふるさと納税寄附金に伴います返礼品などの経費として基金のほうより一般会計のほうへ繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

7ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の3. 職員手当等退職者特別負担金9,070千円、こちらにつきましては、早期退職者分の負担金ということで、佐賀県市町総合事務組合のほうへ支払うものでございます。

その下のほうになりますが、節の19. 負担金、補助及び交付金、右の説明欄の中段あたりになってまいりますが、市町村職員共済組合追加費用△4,220千円、これは恩給分の負担金として当初予算のほうに計上されておりましたが、今回、額の確定によります減額となっております。

8ページをお願いします。

こちらのページにつきましては、ふるさと納税関連の歳出ということになってまいります。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の8. 報償費、ふるさと納税謝礼180,000千円、これは、ふるさと納税に対します謝礼品などの費用ということでございます。

節の12. 役務費、通信運搬費7,715千円、クレジット決済手数料16,162千円、こちらは寄附証明書等の後納郵便料とクレジットの利用納税分の決済の手数料でございます。

下の方で、節の14. 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料6,000千円、こちらは、ふるさと納税専門のポータルサイトでありますふるさとチョイスのほうへの利用料でございます。節の25. 積立金3億円、これは先ほど歳入のほうで御説明いたしました、ふるさと納税の増額見込み分を積み立てると、ふるさと寄附金基金のほうへ積み立てるというものでございます。

9ページのほうをお願いいたします。

一番上の右側の説明欄のほうになりますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の18. 備品購入費で光ボックス購入費8,800千円、こちらは、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に、こちらのほうに伴います歳出となっております。

次に、11ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金・補助及び交付金で、右側の説明欄のほうになってまいりますが、町社会福祉協議会運営補助5,017千円、これはデイサービス施設等の老朽化によります修繕費用の不足ということでございます。

そのすぐ下になりますが、老人福祉センター建設費償還金補助△5,064千円、これにつきましては、9月議会のほうで御承認をいただきました社会福祉協議会の起債の借りかえによります債務負担行為の変更によるものでございます。

そのすぐ下のほうになりますが、節の28. 繰出金、国民健康保険特別会計繰出金11,084千円、こちらのほうは、先ほど歳入で御説明いたしました国民健康保険基盤安定負担金などの額の確定によりまして特別会計の繰出金が確定したということでございます。

1枚めくって、12ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、延長保育促進事業費補助金△8,350千円、その下のほうになりますが、節の20. 扶助費のほうで保育所運営費、こちらのほうに同額の8,350千円、こちらにつきましては、先ほど歳入で御説明いたしました延長保育促進事業費から保育所運営費のほうへ制度を移行したということに伴います歳出のほうの組み替えとなっております。

下のほうに移りまして、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の4. 健康増進事業費、節の19. 負担金、補助及び交付金、こちらのほうで後期高齢者医療広域連合療養給付費前年度精算負担金5,592千円、こちらにつきましては、後期高齢者医療の前年度の療養給付費の精算確定による負担金ということになっております。

次に、1枚めくりまして、14ページをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費のほうで町道補修工事9,000千円、こちらにつきましては、現在、町内各地区から道路補修の要望が上がっております箇所補修工事費ということでございます。

最後に、18ページのほうをお願いいたします。

款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の2. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料のほうで、償還利子△3,200千円、こちらにつきましては、今回、特例期間が切れました起債の借りかえに伴います利率の見直しによる利子の減額ということになっております。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

次、お願いします。

○建設課長（白濱博己君）

それでは、私のほうから議案第65号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算

(第2号)の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

1ページめくっていただいて、2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入ですが、左から款、補正額、計の順で読み上げて説明いたします。

款の3. 県支出金、補正額1,450千円、計の31,700千円です。

款の7. 諸収入、補正額9,269千円、計の9,271千円。

款の8. 町債、補正額1,300千円、計の242,254千円。

歳入合計、補正額12,019千円、計の685,985千円でございます。

続いて、下段の3ページをお願いいたします。歳出です。

款の1. 総務費、補正額4,119千円、計の149,927千円。

款の2. 事業費です。補正額2,900千円、計の72,002千円。

款の4. 予備費、補正額5,000千円、計の5,500千円です。

歳出合計、補正額12,019千円、計の685,985千円でございます。

めくっていただきまして、4ページです。

第2表 地方債の補正であります。

変更といたしまして、起債の目的は下水道事業の農業集落排水事業であります。補正前といたしまして、限度額を27,200千円の分を今回1,300千円の増額といたしまして、補正後の限度額を28,500千円にいたしている分でございます。

起債方法並びに利率年利4%以内、その他の償還方法については変更ございません。

今回の補正で歳出の事業費といたしまして2,900千円を計上しておるところでございますが、この2,900千円の2分の1の補助の残の9割相当分を下水道事業債ということで設定しておりますので、この1,300千円の追加の変更ということでございます。

下段のほうですけれども、続きまして、平成27年度の農業集落排水特別会計補正予算(第2号)に関する説明書でございますが、めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

2の歳入の分でございます。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金でございます。この分の1,450千円でございますが、今回の歳出補正の中で、先ほど言いました2,900千円の事業費を計上しているうちで、先ほど言いました2分の1の補助金金額を交付金として受けるものでございます。

款の7. 諸収入、項の2. 雑入、目の1. 雑入、節の1. 雑入でございます。消費税還付金9,259千円、それに基づく還付加算金10千円でございます。この件につきましては、平成

26年度、昨年の分の消費税の申告をことし9月に行いました。昨年分につきましては、工事費等々が増額だったものですから、契約で消費税を支払っていた分が全体の特別会計運営費との兼ね合いから今回還付が発生した分を計上しておるところでございます。

続きまして、款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債でございます。1,300千円、これは先ほど地方債の補正で説明した分の1,300千円を今回町債として計上するものでございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の11の需用費でございます。修繕料といたしまして4,119千円を計上させていただいております。三上地区の給水ユニット見積もり概算額ですけれども、約500千円、それから、同じく三上地区の換気ファンとして119千円、それから、前牟田地区の真空弁の修繕ということで約2,000千円、5基分を予定いたしております。その他につきましては、緊急時に対応できるポンプ等の機器修理ということで約1,500千円ということで、合わせての分の4,119千円でございます。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の13. 委託料、この分の△1,200千円につきましては、これは既設の処理場の防食、被覆劣化の状況の把握はできまして、事業料の見込みが立ったために今回契約見込み額に合わせて減額措置をする分でございます。

続きまして、下段の15. 工事請負費でございます。今回4,100千円を計上しております。この分につきましては、昨年、平成26年度に施工いたしました管路埋設工事に係る仮復旧であったものを本復旧といたしまして道路の整備をする分でございます。郡境地区、延長63メートル、下津毛地区、これはグッデイの周辺でございますが、その分の管路埋設工事の道路本復旧でございます。そのほかに、植栽工事として予定しております。場内ほぼ整備が終わっておりますが、最終段階として農村公園の植栽ということで予定をしておる分でございます。

最後になりましたけれども、款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費でございますが、5,000千円、この分につきましては、消費税還付のうちの5,000千円というものにつきまして、緊急時の支出の備えということで5,000千円を計上しております。計上後の予備費につきましては5,500千円でございます。

以上でございます。今回の補正につきましては、よろしく御審議方お願い申し上げまして、私の補足説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（碓 勝征君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

補足説明がないようでございますので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れでございました。終わります。

午前11時12分 散会